

和歌山県国民健康保険運営方針 修正案

資料2

	新	旧	考え方
P2	<p>第1 国民健康保険運営方針に関する基本的な事項 5. PDCAサイクルの実施</p> <p>県は、毎年、市町村が行う国民健康保険事業の実施状況について把握・分析し、評価を行い、必要に応じて指導・助言を行います。</p> <p>また県は、これらの結果に加えて、<u>市町村連携会議及び作業部会(P50)及び和歌山県国民健康保険運営協議会における運営方針の記載事項に関する取組状況の報告・議論</u>を踏まえて、3年ごとに国保運営方針の見直しを行うものとします。</p>	<p>第1 国民健康保険運営方針に関する基本的な事項 5. PDCAサイクルの実施</p> <p>県は、毎年、市町村が行う国民健康保険事業の実施状況について把握・分析し、評価を行い、必要に応じて指導・助言を行います。</p> <p>また県は、これらの結果を踏まえて、3年ごとに国保運営方針の見直しを行うものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化や法定外繰入も含めた、県の国保運営について、定期的なチェックを継続的に行う必要があるとの意見を反映。 ・国保運営方針の取組状況について、市町村及び国保運営協議会でのチェックを行うとともに、次回の国保運営方針見直しにつなげる。

和歌山県国民健康保険運営方針 修正案

資料2

	新	旧	考え方
P23	<p>第2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見直し 3. 財政収支の改善に係る基本的な考え方</p> <p>しかし、実際には、決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入や前年度繰上充用が行われている市町村が存在しており、<u>当該市町村の被用者保険被保険者にとっては、被用者保険に加えて一般財源による税による負担の、二重に負担している状況となっています。</u></p>	<p>第2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見直し 3. 財政収支の改善に係る基本的な考え方</p> <p>しかし、実際には、決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入や前年度繰上充用が行われている市町村が存在します。</p>	<p>・決算補填目的の法定外一般会計繰入の現状について、被用者保険被保険者にとっては、被用者保険と国保の二重の負担となることから、早期の解消を望む意見を反映。</p>
P23	<p>第2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見直し 4. 赤字解消・削減の取組、目標年次等</p> <p>収納率の向上や医療費適正化の取組にあわせ、保険料(税)の適正な設定等により、<u>当該市町村の事情も踏まえた上で、被保険者に対して過度の激変が生じないように配慮しながら</u>計画的・段階的な解消が図られるよう、県と市町村が十分協議を行った上で、赤字保険者ごとに目標年次及び取組を別途定めることとし、</p>	<p>第2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見直し 4. 赤字解消・削減の取組、目標年次等</p> <p>収納率の向上や医療費適正化の取組にあわせ、保険料(税)の適正な設定等により、計画的・段階的な解消が図られるよう、県と市町村が十分協議を行った上で、赤字保険者ごとに目標年次及び取組を別途定めることとし、</p>	<p>・法定外繰入の解消について、既に計画的・段階的な解消を図る方針を記載しているが、急激な削減は被保険者に対する影響が大きくなるといった議論を反映し、計画的・段階的な削減においては、被保険者に過度の激変が生じないように削減の取り組みを策定する旨を記載する。</p>
P27	<p>第3 市町村ごとの納付金の算定方法に関する事項 6. 激変緩和措置</p> <p>なお、激変緩和措置の実施期間は、平成30年度から<u>平成38年度までの9年間とします。</u></p>	<p>第3 市町村ごとの納付金の算定方法に関する事項 6. 激変緩和措置</p> <p>なお、激変緩和措置の実施期間は、<u>特例基金の設置期間となる平成30年度から平成35年度までの6年間とします。</u></p>	<p>・激変緩和の期間については、当初は特例基金の設置期間に等しい6年間を設定していた。</p> <p>・平成29年度の試算において、6年間での激変緩和期間では一定割合の解消の見込が立たないことから、緩和期間を延長し、保険料(税)統一までの期間(9年間)で緩和するものとする。</p>

和歌山県国民健康保険運営方針 修正案

資料2

	新	旧	考え方
P47	<p>第7 医療費の適正化の取組に関する事項 3. 医療費の適正化に向けた取組</p> <p>(略)</p> <p>・特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上 特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上の取組が進んでいる市町村の事例について会議等を通じて情報提供し、また、特定保健指導担当者の研修会を実施します。これらの取り組みを通じて、特定健診、特定保健指導における担当者のレベルアップを県全体で図ることにより、受診率、実施率の向上を目指します。</p>	<p>第7 医療費の適正化の取組に関する事項 3. 医療費の適正化に向けた取組</p> <p>(略)</p> <p>・特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上 特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上の取組が進んでいる市町村の事例について会議等を通じて情報提供します。また、特定保健指導担当者の研修会を実施します。</p>	<p>・特定健診、特定保健指導に関して、県の役割として、県全体のレベルアップを図ることが必要であるとの意見を反映。</p> <p>・情報提供、研修を通じて、担当者のレベルアップを図り、それにより受診率、実施率の向上を図ることができるよう、その目的を明確にする。</p>
P48	<p>第7 医療費の適正化の取組に関する事項 3. 医療費の適正化に向けた取組</p> <p>(略)</p> <p>・保険者努力支援制度を活用した医療費適正化への取組の促進 新制度では、医療費適正化等に係る都道府県や市町村の努力に応じて、交付金が交付される保険者努力支援制度が実施されることとなっています。 このうち、医療費適正化における評価指標については、積極的な取組により医療費の適正化が図られるとともに、同制度による交付金をより多く受けることで、国保財政の改善に資することとなります。 市町村の取組が対象となる評価指標については、改善等の取組について指導・助言を行い、県の取組が対象となる評価指標については、当該項目における着実な実施に努めることとします。</p>	<p>第7 医療費の適正化の取組に関する事項 3. 医療費の適正化に向けた取組</p> <p>(略)</p> <p>(左記内容を追加)</p>	<p>・保険者努力支援制度に積極的に取り組むことにより、医療費の適正化と国保財政の改善に寄与できる旨の意見を反映。</p> <p>・市町村評価指標については、県は改善の取り組みについて指導・助言を行う。また県評価指標については、その着実な実施に努めることとする。</p>

和歌山県国民健康保険運営方針 修正案

資料2

	新	旧	考え方
P48	<p>第7 医療費の適正化の取組に関する事項 3. 医療費の適正化に向けた取組</p> <p>(略)</p> <p><u>・被保険者に対する啓発</u> <u>上記に掲げた医療費適正化の取組みの中には、被保険者の方々の協力が必要となる項目もあります。</u> <u>被保険者自身が健康維持の取組みの重要性を理解するとともに、適切な受診行動についての理解を深め、その結果本項で掲げた医療費適正化の取組みが実現できるよう、特定健診の受診やジェネリック医薬品の利用の促進等の、被保険者に対する啓発を行うこととします。</u></p>	<p>第7 医療費の適正化の取組に関する事項 3. 医療費の適正化に向けた取組</p> <p>(略)</p> <p>(左記内容を追加)</p>	<p>・特定健診の受診等について、被保険者自身の行動も変えていく必要がある旨の意見を反映。</p> <p>・被保険者の行動を変えるように向けるために、県からの取組みとして、健康維持の取組みの重要性を理解するとともに、適切な受診行動への理解を深めていくことで、結果的に医療費の適正化の取組みが実現できるような、被保険者に向けた啓発を行うこととする。</p>
P48	<p>第7 医療費の適正化の取組に関する事項</p> <p><u>6. 被用者保険との連携の強化</u></p> <p><u>国保被保険者の健康の保持、増進、そして国保における医療費の適正化のためには、現役世代における若い時期からの予防の取組が重要であることから、被用者保険との連携・協力が必要となります。</u> <u>そのため、県は、これまでオブザーバーとして参加してきた「和歌山県保険者協議会」において平成30年度からは構成員となり、同協議会における県全体での保険者間の連絡・調整を通して、保険者の枠を超えた保健事業の実施等に向けて、国保の被用者保険との連携強化に取り組むこととします。</u></p>	<p>(左記内容を新設)</p>	<p>・国保と被用者保険との特定健診での連携実施の意見や、若年期からの予防が将来の医療費適正化に寄与することから、被用者保険との連携の強化についての事項を追加。</p> <p>・これまでオブザーバーとして参加していた保険者協議会で県は構成員となり、県全体での保険者間の連絡・調整を通じ、保険者の枠を超えた保健事業の実施に向けての連携強化を目指す。</p> <p>具体的内容は、健診に加えて広報、データ分析等、様々な切り口があると考えられることから、これらを含めて同協議会で議論していくこととする。</p>

	新	旧	考え方
P50	<p>2. 事務の標準化・共同化に向けた取組の検討 <u>これまで各市町村が実施してきた国保事業における事務について、市町村間のばらつきが見られる事項については、事務の標準化を検討していくこととします。</u> その際、県は市町村間の各種事務の実施状況や運用方法の状況を把握するため、関連データの収集の他、必要に応じて市町村の担当職員からの聞き取りを行う等して、各市町村における国民健康保険の事業の把握に努め、また市町村の意向・要望を聴取した上で進めていくこととします。</p> <p><u>また、事務の共同化については、市町村が共同事業として国保連合会に委託しているものについては、引き続き、国保連合会が受託、実施するものとした上で、今後効率化や経費節減を図るために、市町村の意向・要望を把握した上で、更なる事務の共同化を市町村、国保連合会と連携の上検討することとします。</u></p> <p><u>いずれについても、市町村連携会議及び作業部会(P50)において、具体的な標準化・共同化が可能な項目について市町村、国保連合会と検討し、実施可能なものから取り組んでいくこととします。</u></p>	<p>2. 事務の標準化に向けた取組の検討 市町村が行う事務の標準化に向けた取組を推進するに当たっては、県は市町村間の各種事務の実施状況や運用方法の状況を把握するため、関連データの収集の他、必要に応じて市町村の担当職員からの聞き取りを行う等して、各市町村における国民健康保険の事業の把握に努めます。 その上で、市町村の意向・要望も聴取した上で、市町村ごとに事務のばらつきが見られる事項について、事務処理の標準化を進めていくこととします。</p> <p>3. 事務の共同化の検討 これまで、市町村が共同事業として国保連合会に委託しているものについては、引き続き、国保連合会が受託、実施するものとします。 今後効率化や経費節減を図るために、市町村の意向・要望を把握した上で、更なる事務の共同化を国保連合会と連携の上検討することとします。</p>	<p>・事務の標準化、共同化については、どちらも県としては今後、市町村事務の現状把握を踏まえて、今後実施可能なものから取り組むことが求められることは共通している。そのため、従前は分割していた両項目について一つにまとめることとした上で、標準化・共同化を行う旨が冒頭で明確となるよう、修正を加えた。</p> <p>・併せて、県による現状把握に加えて、市町村連携会議及び作業部会での検討を行う旨を記載し、市町村及び国保連合会との協議の過程を明確にした。</p>

和歌山県国民健康保険運営方針 修正案

資料2

	新	旧	考え方
P51	<p>第9 その他 2. 市町村連携会議及び作業部会の開催について</p> <p>本運営方針に基づいた国保運営にあたっては、県・市町村及び国保連合会の間で引き続き協議の場が必要となります。</p> <p>そのため、平成30年度以降においても、和歌山県国保運営方針連携会議及び作業部会を必要に応じて開催し、国保制度の円滑な実施を推進するとともに、本運営方針に記した取組を継続的に検証・改善することとします。</p>	<p>第9 その他 2. 市町村連携会議及び作業部会の開催について</p> <p>本運営方針に基づいた国保運営にあたっては、県・市町村及び国保連合会の間で引き続き協議の場が必要となります。</p> <p>そのため、平成30年度以降においても、和歌山県国保運営方針連携会議及び作業部会を必要に応じて開催し、国保制度の円滑な実施を推進することとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化や法定外繰入も含めた、県の国保運営について、定期的なチェックを継続的に行う必要があるとの意見を反映。 ・国保運営方針の取組状況について、連携会議及び作業部会でのチェックを行うとともに、次回の国保運営方針見直しにつなげる。
P52～55	用語集	—	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回国保運営協議会の資料3-4で配付した「用語集」について、運営方針の参考資料として掲載することで、閲覧に際しての利便性を提供する。